化学製品ＰＬ相談センター　　2007 年 5 月 10 日発行

アクティビティーノート〈第 123 号〉

Contents

2007 年 4 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．相談業務
　1.1.　2007 年 4 月度 相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～11）
２．ちょっと注目「消耗品の使用期限の考え方」（P. 12）
３．入手資料の紹介（P. 13）
４．メディア情報から（P. 13～14）
５．特集「消費者月間」（P. 15）
６．Living の化学「接着剤」（P. 16）

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2007 年 4 月度 相談受付件数（ 3／24～4／20　実働：20 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	**合計**	構成比
消費者･消費者団体	5	2	0	7	0	**14**	45%
消費生活Ｃ･行政	5	0	0	2	0	**7**	23%
事業者･事業者団体	2	1	0	5	0	**8**	26%
メディア･その他	1	0	0	1	0	**2**	6%
合計	**13**	**3**	**0**	**15**	**0**	**31**	
構成比	42%	10%	0%	48%	0%		100%

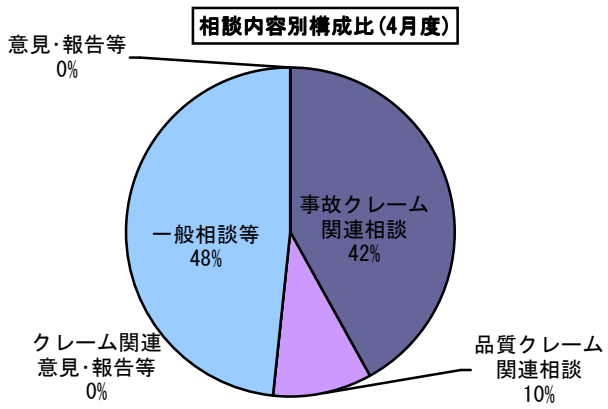

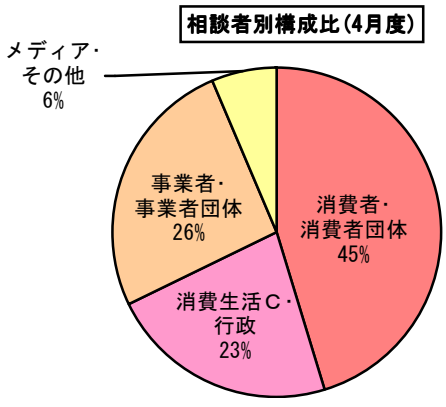

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案は全て紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－１３件

1. 息子が転居することになり、新しく購入した木製タンス（組立式）を入居予定の部屋で組み立てている最中、自分達夫婦は特に異常を感じなかったが、もともとアレルギー体質の息子にはくしゃみ、鼻水、目のかゆみなどの症状が現れた。外に出ると症状が治まるので、医師の診察は受けていない。販売店に返品を要求したいが、家具にはアレルギー体質の人に対する注意事項を表示するような規制はないのか。返品が無理なら、息子の症状が出ないように原因物質を押さえ込むような処置はできないか。〈消費者〉→タンスについては、表面材の名称、表面加工の種類等を表示することが「家庭用品品質表示法」で義務づけられていますが、アレルギー体質の人に対する注意事項の表示は義務づけられていません（体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によっても異なります）。タンスの返品や適切な処置方法等については、販売店に相談してみてください。（なお家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。木質系建材等については、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）で、“シックハウス”の原因物質の一つとされているホルムアルデヒドの放散量に関する規格が定められていますので、それらを参考にされるとよいでしょう。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。）

2. 「ソファーを購入したところ、臭気が強く、眼にしみたり頭痛がしたりするほどであった。販売店に申し出て、３ヵ月くらい預かってもらったのだが、戻ってきたソファーにはまだ少し臭いが残っている。そこで、あらためて返品を要求したところ、購入直後ではないことや、既に保管に応じたことなどを理由に返品については拒否され、購入価格の４割を返還することを提案されたが、納得できない」という相談を受けている。販売店と交渉するための材料となるような、家具に関する法規制はないか。〈消費生活Ｃ〉→家具の臭いや家具から放散する化学物質に関する法規制は特にありません。使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めることになるでしょう。

3. 通信販売で購入した鏡（外国製）を開封したところ、異臭がして、鏡と枠の間のゴムがはみ出しているために、裏の板がきちんと止まらずにビスがはずれていた。返品はしたくなかったので、自分でゴムを切ってみたり、それでもビスが止まらないので両面テープで止めたりしているうちに、目・鼻・喉が痛くなった。夫も舌にしびれを感じると言っていたが、その日の晩には治った。しかし自分は、翌日も体がだるく、２日後には気管が腫れるよう

な感じがした。通信販売会社に連絡し、他に同様の被害が出ていないかを尋ねたところ、「商社を通じて輸入したものである。事実関係を確認するので２～３日待ってほしい」と言われ、医者に行きたいと言ったのだが、「とりあえず待つように」と言われた。しかし３日後の今朝になって、声が出なくなったので、耳鼻咽喉科を受診したところ、「風邪ではない。アレルギーだ。一生治らないかもしれない」と言われた。その際、ゴムの一部をビンに入れて持参していたのだが、「臭いをかぐのは怖いからフタを開けないでくれ」と言われた。消費生活センターに連絡した方がよいかと医師に相談したところ、「他の人が同様の被害を受けるといけないから、そうした方がよい」と言われ、消費生活センターに連絡したところ、「ＰＬセンターに相談するように」と言われた。自分としては、このような状態で一生すごさなければならない原因が鏡であるならば、販売会社等の責任を追及したい。とりあえず鏡はしまってあるが、返品してしまうと証拠がなくなってしまうのではないか。鏡を検査して有害物質が含まれていないか調べることはできないか。〈消費者〉→今のお話だけでは、「一生治らないかもしれない」という医師の発言が、現在出ている症状が止むことなく続くという意味なのか、アレルギー体質が改善しないという意味なのかが分かりかねますが、いずれにしろ販売会社等の責任を問うのであれば、鏡との因果関係に関する客観的な証明（医師の診断書等）が必要と思われますので、担当医に相談してみてください。また、そもそもビスがはずれているなどの不具合があった点も含めて、鏡の材質に含まれている成分、臭いの原因、そのことと症状との関連等について、販売会社を通じ輸入元またはメーカーの見解も確認してください。その上で検査をご希望であれば、経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関をご紹介しますが、その前に、消費生活センターで検査ができないかを再度問い合わせてみるとよいでしょう。

4. ４ヵ月前、居間の窓に、窓ガラス用紫外線防止フィルム（裏がシールになっているタイプ）を貼ったところ、その１～２ヵ月後くらいから、もともとアレルギー体質（ぜんそく）であった子供が皮膚のかゆみをうったえるようになり、医師からアトピー性皮膚炎と診断された。学校や友達の家では皮膚のかゆみが治まっているようなので、試しにフィルムをはがしてみたところ、症状が緩和した。また、自分もアレルギー体質で、フィルムを貼ってから気分が悪く、血圧が安定しなかったのだが、フィルムをはがした後はよくなってきた。フィルムメーカーに申し出てフィルム代の返金を求めたが、「そのような被害事例はない」と言われた。また、フィルムをはがした後、ガラスにまだ少し粘着剤が残っているため、完全には体調が回復していないのだが、それについては「シンナーで落とすように」と言われた。しかしアレルギー体質なので、シンナーなどは使用したくない。そもそも、市販のヘアカラーリング剤には「パッチテストをするように」などと表示されているのに、このフィルムにはアレルギー体質の人に注意を促すような表示がなかったことに、納得できない。

メーカーには、商品代金を返金したり医療費を負担したりする責任がないのか。〈消費者〉→お気持ちは分かりますが、体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によって異なります。発症件数が多いものや、症状が比較的重いものについては、その物質の使用を制限したり、成分や使用上の注意等の表示を義務づけたりする法規制が設けられている場合もありますが、そうでない場合は、必ずしもアレルギーについて表示されているとは限りません。また、品質そのものに問題がなく、使用する人の体質や体調などによって生じた皮膚トラブル等に関しては、一概に製造物責任（ＰＬ）法が適用されるとは限らず、医療費等の損害賠償や商品代金の返金が認められない可能性もあります。ガラスに残った粘着剤の適切な除去方法を含め、フィルムメーカーとよくお話し合いください。

5. １ヵ月半くらい前に、△△社の入浴剤〇〇を初めて使用したところ、顔面と手の甲だけが赤くなりピリピリと痛くなった。すぐに使用を止めたが、症状は１ヵ月以上も続いた。一人暮らしなので、他の人への影響は分からないが、今までに自分が使用した他社の入浴剤では特に問題はなかった。皮膚科で軟膏を処方されて少しはよくなってきたが、現在も皮膚が薄黒くかゆみが残っている。入浴剤の件について担当医に説明したが、「そのような入浴剤は使わないように」と言うだけで、因果関係の有無についてははっきり答えてくれない。入浴剤メーカーに申し出て、現物を容器ごと送って調査してもらったが、「製品には異常がなく、同様の事例もない。社内で２人について使用テストを実施したが問題はなかった」との回答であった。しかしメーカーの説明には納得できず、何か原因となるものが入っているのではないかと思う。入浴剤の一部を保管してあるので、化学製品ＰＬ相談センターで原因を調査できないか。〈消費者〉→当センターでは分析等は行っておりません。ご希望であれば、経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関をご紹介しますが、アレルギー性の場合には、原因となる物質が人によって異なりますので、担当医または別の皮膚科医にご相談ください。

6. 「３日前、美容院でヘアカラーリングの施術を受けたところ、まもなくして頭皮全体がかぶれたようになって、かゆみがある。美容院に申し出たところ、『病院へ行くように』と言われたが、どうしたらよいか」という相談を２週間前に受けた。２ヵ月前にも同じ美容院でヘアカラーリングの施術を受けたが、そのときは特に問題はなく、また２回とも施術前にパッチテストは行われなかったという。今回使用されたカラーリング剤は前回とは異なるものだが、詳細については聞いていないそうだ。とりあえず病院に行くことを勧めたところ、本日、「あれから病院に行ったところ、医師から『99%以上染毛剤によるかぶれである』と言われた。飲み薬と塗り薬を処方され、現在は一部がかゆい程度に改善している」との報告を受けた。そこで、美容院に対してヘアカラーリング料金の返還を要求する

ように助言したのだが、他に補足することはないか。〈消費生活C〉→今のお話だけでは、申し出者本人が何を希望しているのかは分かりかねますが、ヘアカラー等の「永久染毛剤」は、人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあるため、使用する際は毎回必ず、48時間前に、取扱説明書等に記載された方法でパッチテストを行って、異常がないかを確認する必要があります。

7. 当社が販売したクッションを使用したところ湿疹が出たという苦情を１件受けている。新しく発売した色のものなので、染料が原因ではないかと思うが、どうか。化学製品ＰＬ相談センターには消費者からもこのような相談が寄せられることがあるか。〈事業者〉→化粧品、石鹸・洗剤、繊維製品などによる皮膚トラブルをうったえる消費者からの相談は寄せられています。しかし皮膚トラブルは個人の体質にもよりますので、今回の１件だけで原因が染料であるとの特定はできないものと思われます。

8. 「10日くらい前、台所用洗剤のフタが緩んだ状態で誤って流し台に落とした際、洗剤が２滴はねて目に入った。祝日であったため、タクシーで大学病院の救急外来で診療を受け、医師から『瞳が傷つき、粘膜が損傷して、白目が欠損している』と言われた。目薬を処方されて治療を続けているが、現在も目を動かしづらい状態である。メーカーに申し出たところ、『申し訳ありませんでした。お見舞いに伺いたい』と言われたが、治療費や交通費を要求するつもりではないので辞退した。それよりも、他の人が同様の被害を受けないように、成分や注意表示を改善するなどの対策を講じる必要があると思うので、自分が被害を受けたことを報告する」という報告を受けたが、これをさらにどこに報告すればよいだろうか。〈消費生活C〉→今のお話だけでは申し出者本人の具体的な希望は分かりかねますが、貴センターとして、業界の対策が必要とお考えであれば当該メーカーおよび日本石鹸洗剤工業会に、また行政の対策が必要とお考えであれば経済産業省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構、および独立行政法人 国民生活センターに、報告されてはいかがですか。なお、成分や注意表示の改善の必要性を判断するには、さらに詳細な事実関係（症状の程度、その原因と考えられる成分に関する情報、実際の表示等）を確認するとともに、同様の被害が発生する確率等も考慮して総合的に検証する必要があるものと思われます。

9. 先々月の末、家具店△△で購入した本棚（組立式）を組み立てるのに付属の木工用接着剤（販売元：△△）を使用した際、チューブの反対側から接着剤が飛び出して目に入り、角膜びらん等で治療中である。現在も片目だけ視力が落ちているため、眼精疲労から胃腸を悪くし、体重も７kg減った。また先月から宝石関係の事業を始める予定であったが、宝石の鑑定に支障が生じたためにその予定が狂い、いろいろと経済的損失も被っている。△△に

申し出たが、見舞いの言葉もなく、代わりの接着剤を持ってきたが、目がこのような状態で組立てを再開できるわけもないのに、全く誠意が感じられない。その後、△△側で事故品の検査が行われた結果、「原因は不明である。他の製品には問題がない」との回答で、損害賠償を求めているが応じてくれない。〈消費者〉→接着剤に何らかの欠陥が認められた場合には、製造物責任法に基づく損害賠償を請求することができ、「相当因果関係」が認められれば、事業用財産に生じた損害や純粋経済損害（人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた損害）も賠償の対象となり得ます。まずは検査の内容や結果について、合理的な根拠にもとづいて説明するようメーカーに要求してみるとともに、一度、弁護士等の法律の専門家に相談してみてはいかがですか。

10. 「１年前に新築マンションに入居（二人暮らし）して数ヵ月後から、毎月１回程度、洗面台の流しに排水パイプ洗浄剤を使用している。１ヵ月前から排水の流れが悪くなり、業者に点検してもらったところ、『排水ラインの部品に汚れと洗浄剤が混ざったものがつまっている。除去しきれないので、部品を交換する必要がある』と言われた。洗浄剤が原因であれば、洗浄剤メーカーに修理費用を負担させたいので、同様の被害に関する相談が寄せられていれば教えてほしい」という相談を受けている。メーカーに事情を確認したところ、「そのようなトラブルは経験していない。洗浄剤そのものはつまることはなく、付着していた汚れが一度にはがれたためにつまりやすくなるという可能性は考えられるが、この場合は洗浄剤には責任はない」と言われた。また、同様の被害事例については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構に問い合わせたところ、「報告されていない」とのことだったが、化学製品ＰＬ相談センターでは受け付けたことがあるか。〈消費生活Ｃ〉→全く同様の受付事例はありませんが、トイレ用洗浄剤や洗濯槽クリーナー等の使用後に排水がつまったという相談は寄せられています。しかし、いずれも実際にそれがつまっている箇所は確認されていません。また、同様の事例があるだけでは有力な交渉材料とはならないものと思われます。排水がつまった原因が確かにその洗浄剤であるかどうか、まずは修理業者の見解を確認するよう、相談者にお伝えください。

11. 賃貸アパート（約100世帯）のオーナーから、「借主が錠剤型トイレ用芳香洗浄剤（タンクに入れるタイプ）を使用したトイレがつまるトラブルが、この２年間で４件発生しており、そのたびにこちらで修理費用を負担している。洗浄剤のメーカーである３社に同様のトラブルが起きているのではないか問い合わせたところ、『同じような事例はある』と言われた。そこで製造･販売･宣伝を中止するよう要求したが、それについては回答してもらえなかったので、同じことを消費生活センターから要求してほしい」という要請を受けた。当センターから各メーカーに要求を伝えたところ、「検討の上で回答する」とのことだったの

で、化学製品ＰＬ相談センターからもメーカーに働きかけてもらえないか。また、このような製品を所管する官庁はどこになるのか。〈消費生活Ｃ〉→当センターは、相談者からご要望を伺ってメーカーにお伝えすることはできますが、個別の事業者の経営方針に関与できる立場にはありません。なお、この種の洗浄剤を所管する官庁は経済産業省です。

12. 当社が製造した業務用風呂洗浄剤(酸性)を、販売代理店を通じて購入した洗浄業者から、「大理石の浴槽の洗浄に使用したところ、表面を荒らしてしまった。洗浄剤に『大理石の浴槽に使用しないように』とは表示されていなかったのだから、責任を取ってほしい」と言われている。しかし、酸性であることは表示しており、プロ向けの製品であるため、大理石の浴槽に使用できない旨の表示までは必要ないと考えていた。契約している損害保険会社の代理店に相談したところ、保険金の支払いについて検討するため、法的責任の有無に関する化学製品ＰＬ相談センターの判断を求めるようにと指示された。〈事業者〉→業務用製品の場合には、警告義務の有無の判断要素として、ユーザーに対して期待される専門知識も考慮される可能性はあるでしょうが、当センターは法的責任の有無について判断できる立場にはありません。

13. 事件の依頼主である亜鉛メッキ加工会社(Ａ)は、２年前にポールメーカー(Ｂ)等の複数の会社から委託され、ポール等に亜鉛メッキを施した後、表面に白サビ防止剤(Ｃ社製)を塗布した。それらの製品が、最終ユーザーの元で使用中に黒く変色したため、Ｂ社等がそれぞれ補償をすることになり、それによって生じた経済的損失に対する補償をＢ社等がＡ社に要求してきている。変色の原因は白サビ防止剤と考えられたため、Ａ社の依頼でＣ社に対し損害賠償を請求する調停を起こした。しかし決着しなかったので、あらためて製造物責任法にもとづく損害賠償を請求する訴えを起こしたいが、可能か。〈その他(弁護士)〉→白サビ防止剤に何らかの欠陥が認められた場合には、そのメーカーであるＣ社の製造物責任を問える可能性もあり、「相当因果関係」が認められれば、事業用財産に生じた損害や純粋経済損害(人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた損害)も賠償の対象となり得るでしょう。

◆ 品質クレーム関連相談－３件

1. ２年くらい前に、新聞販売店から洗濯用洗剤(600ｇ入り)を８箱もらった。最近それを使用したところ、洗濯物に白い小さな粒状の異物が残る。洗剤メーカーに申し出て洗剤を交換するよう求めたが、メーカーから「ロット番号からしておおよそ５年前に製造･出荷した製品で、水軟化剤として配合しているゼオライト(アルミノけい酸塩)が、時間の経過とと

もに吸湿して粒状になったものと思われるが、交換には応じかねる」と言われた。「消費者には製造後の経過年数は分からないのだから、通常の使用方法で品質に問題がある以上はメーカーの責任ではないのか」と言って交渉したところ、半分だけ交換することを提案されたが、それでも納得できない。〈消費者〉→医薬品や化粧品などの取り扱い等について定めている薬事法では、適切な保存条件下で３年以内に変質するものについてのみ使用期限の表示を義務づけています。つまり使用期限が表示されていない製品でも３年以上経過した場合の品質については保証の限りではありません。洗濯用洗剤などの、薬事法の対象とならない一般の消耗品についても、これと同様の考え方は応用できるものと思われます。５年前に製造･出荷された洗剤の品質について、また新聞販売店から提供を受けた時点で製造後３年近く経過していたことについて、全面的にメーカーだけに責任を問うことは、やはり難しいものと思われます。

2. Ａデパートで購入した外国製のマフラー（ウール100%）を、未使用のままポリ袋（ジッパー付き）に入れてスーツケース内に保管していた。半年くらいしてそれを開けてみたところ、鼻につくような臭いがした。マフラーを持参してＡデパートに申し出たところ、販売員も臭いがすることを認め、無償でクリーニングをしてくれたが、まだ臭いが少し残っている。Ｂデパートで購入したマフラー（ウール100%）の方は臭いの問題がなかったことをＡデパートの販売員に話したところ、「羊毛を処理する際に使用する薬剤の影響ではないか」と言われた。買った時は臭いに気付かなかったのだが、保管中に臭いの原因物質の濃度が高くなるようなことはあるのか。〈消費者〉→今のお話だけでは分かりかねます。なお、臭いの感じ方には個人差があるほか、体調によって感受性が変化するとも言われています。

3. 当社が販売元となっている化粧品（美容液）に、色･状態･量の変質や菌の混入などの品質不良があり、製造元を相手に係争中である。原告として品質不良の原因を明らかにしなければならないので、分析機関を紹介してほしい。〈事業者〉→独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページで、経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関を検索することができます(http://www.jiko.nite.go.jp/index6.html)。また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)。

◆ 一般相談等

◆ 固形石けんを食器の洗浄に使用してもよいか。〈消費者〉→台所用の石けんは、「家庭用品品質表示法」に基づき、用途、表示者名および連絡先等を表示することが義務づけられていますので、製品に表示されている用途を確認するか、表示者にお問い合わせください。

◆ 消費者団体から、「数年前に“廃油石けん”をつくる材料として苛性ソーダ(劇物)を薬局で購入した。その後、“廃油石けん”づくりの問題点が指摘されたことから活動を中止したので、未使用のまま残っている苛性ソーダを廃棄したい。どのように処分すればよいのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉→劇物を廃棄する際は、「毒物及び劇物取締法」に基づく基準に従って適切に処理する必要があります。購入した薬局または地域の保健所に相談するよう、相談者にお伝えください。

◆ 区民会館の活動に、自分の体操用マット(1m×2m×5cm、布製)2枚を貸し出した際、たまたま近くに置いてあった○○という農薬(粉剤、主成分:フェニトロチオン)の容器が倒れてマットにかかってしまった。農薬の容器はすぐに持ち出されたため、農薬の取り扱い方法等が分からない。マットに付着した農薬を除去する方法を教えてほしい。〈消費者〉→○○のメーカーである△△社または農薬工業会に問い合わせてみてください。

◆ 湯のみ(陶器)の上におろし金(ステンレス製)を置いて、生姜をおろして生姜湯をつくった。飲んでいる途中で、湯のみの縁が黒ずんでいることに気づいた。洗えば取れたのだが、他の湯のみでも同じように、上におろし金を置いて試してみたところ、やはり縁が黒ずんだ。なぜか。既に口をつけてしまったことについては、体に影響はないか。〈消費者〉→お話だけでは湯のみの縁が黒ずんだ原因について確かなことが分からないため、人体への影響の有無についても明言はできかねますが、いずれも食品用器具であることや、ごくわずかな量であることなどから、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。

◆ フライパンなどのフッ素樹脂加工は、使用しているうちにはがれてくる。料理に混ざって食べた場合の安全性について、各メーカーに問い合わせたが、それぞれに答えが異なる。実際のところ、どうなのか。〈消費者〉→フッ素樹脂製品一般の情報については、日本弗素樹脂工業会(http://www.jfia.gr.jp/)に問い合わせてみてください。ただし、個別の製品に関しては、それぞれの製品設計等によっても異なりますので、安全性や使用上の注意については、やはり各メーカーにお問い合わせください。

◆ 「業者に依頼して、床下のシロアリ駆除を行った。特に異常を感じたわけではないが、自分はもともと“化学物質過敏症”を患っているため、使用された薬剤の主成分の人体に対する安全性を教えてほしい」という相談を受けている。〈行政〉→化学物質に対する感受性には個人差もありますが、シロアリ駆除に関する一般的な情報については(社)日本しろあり対策協会(http://www.hakutaikyo.or.jp/)に、また個別の製品に関する情報については、駆除業者を通じてメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 夫の実家を訪問した際、娘の顔に湿疹ができた。娘は肌が弱いので、義母が部屋で行っていたアロマテラピー(芳香浴)が原因ではないかと思うが、どのようなものなのか詳しいことは義母に聞きづらい。インターネットで調べてみたところ、義母が使用している△△社の商品では、販売形態に関するトラブルも発生しているようなので、商品にも問題があるかもしれない。今後も娘を連れて夫の実家へ行くことはあるので、義母にはこれの使用をやめてほしい。説得材料としたいので、△△社の商品によるトラブル事例があれば教えてほしい。〈消費者〉→アロマテラピー(アロマオイル)によるアレルギー症状等をうったえる相談は寄せられていますが、製品名は公開しておりません。なお、製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。

◆ 家を新築して、まもなく引渡しを受ける予定である。子供(３歳)がアレルギー体質なので、内装の壁は全て、ホルムアルデヒドの放散量が低い「Ｆ☆☆☆☆」の珪藻土を用いた塗り壁にした。しかし工事中に見た下地材(粉体)の包装袋には、「防カビ剤入り」と表示されていたと記憶している。製品名やメーカー名は分からないが、この下地材に含まれている防カビ剤が、アレルギー体質の子供に対して影響する可能性はあるか。〈消費者〉→化学物質に対する感受性には個人差もありますが、施工業者を通じて、下地材、珪藻土の各メーカーの見解を問い合わせてみてください。

◆ ＤＩＹショップで購入した接着剤(液状)に、用途や取扱い上の注意等の簡単な表示はあるが、詳しい使用方法や使い残した際の廃棄方法等が表示されておらず、製品安全データシート(ＭＳＤＳ)も添付されていない。知らずに使って何か事故が起きる可能性もあり、法律上、問題ではないのか。製造元と販売元の名称は表示されているが、連絡先は書かれておらず、インターネットで調べてみたところ、製造元のホームページに「問い合わせは一切受け付けていないので、製品に関する問い合わせは販売代理店にするように」という旨の記載があり、販売元のホームページはみつからなかった。こうしたことが法律違反であれば、化学製品ＰＬ相談センターから指導してほしい。〈消費者〉→法律上の義務について、まずＭＳＤＳは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」・「労働安全衛生法」・「毒物及び劇物取締法」の各法におけるそれぞれの対象化学物質を一定の割合以上含有する製品を事業者間で取り引きする際に、提供が義務づけられていますが、一般消費者への提供は義務づけられていません。しかし、家庭用接着剤(動物系のもの及びアスファルト系のものを除く)については、「家庭用品品質表示法」に基づき、成分、用途、取扱い上の注意、表示者名および連絡先(住所または電話番号)等を表示することが義務づけられています。連絡先がどこにも表示されていない場合(本体とは別に表示してある場合もあります)には、当該製品は法律違反の疑いもありますが、当センターは事業者等

を指導できる立場にはないため、同法を所管する経済産業省にご連絡ください。一方、詳しい使用方法や使い残した際の廃棄方法に関しては、特に法律上の表示義務はありません。ただし、警告表示が適切でなかったために事故が起きた場合には、民事上の問題として、「製造物責任法」に基づき、製造業者等が損害賠償責任を問われる可能性はあります。

◆ **建築関係の専門学校で講師をしている。“シックハウス症候群”で問題とされているホルムアルデヒドは石油化学製品と言えるか。〈その他(教員)〉**→メタノール・ホルマリン連絡会(社団法人 日本化学工業協会内)に問い合わせてみてください。

◆ **部品メーカーから購入した部品を、工場内の設備に取り付ける施工を、当社が請け負って実施した。仮に、その部品の欠陥ではなく施工ミスが原因で、設備内において人身事故が発生した場合、部品メーカーの製造物責任を問うことはできないと思うのだが、どうか。〈事業者〉**→事故の状況や施工ミスの原因などが具体的でないためお答えしかねます。弁護士、コンサルタント等の専門知識を有する人に詳しく相談してみてはいかがですか。

◆ **機械メーカーだが、新規に工業用水酸化カルシウム(消石灰)を数100kg使用したいので、メーカーを知りたい。また製品中の水分についても知りたい。〈事業者〉**→日本石灰協会(http://www.jplime.com/)を紹介。

◆ **初めてボディソープを輸入販売するにあたり、法令でどのような表示が義務づけられているのか教えてほしい。〈事業者〉**→化粧品の輸入に際し適用される法令等について、日本輸入化粧品協会(http://www.ciaj.gr.jp/)にお問い合わせください。

◆ **各種用途のポリエチレン袋を製造卸販売している。製造工場は海外にあるため、食品用の製品については、輸入時に食品用の検査を検査機関に依頼して検査証明を入手している。最近、いろいろな部品メーカーなどから、部品などの包材に使用するためにＭＳＤＳ(製品安全データシート)を要求されるようになったので、関連情報を得たい。また、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀などの含有と、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)・「労働安全衛生法」・「毒物及び劇物取締法」との関連についても教えてほしい。〈事業者〉**→日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)にお問い合わせください。なお、(社)日本化学工業協会(日化協)のホームページ(http://www.nikkakyo.org/)に、日化協「グリーン調達」対応システムに使用する、「特定の化学物質含有情報シート」と「ガイドライン」が掲載されています(詳しくは日化協 化学品管理部にお問い合わせください)。

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

消耗品の使用期限の考え方

「２年くらい前に、新聞販売店から洗濯用洗剤(600ｇ入り)を８箱もらった。最近それを使用したところ、洗濯物に白い小さな粒状の異物が残る。洗剤のメーカーによると『ロット番号からしておおよそ５年前に製造･出荷した製品で、水軟化剤として配合しているゼオライト(アルミノけい酸塩)が、時間の経過とともに吸湿して粒状になったものと思われる』とのことだ。しかし、消費者には製造後の経過年数は分からないのだから、通常の使用方法で品質に問題がある以上はメーカーの責任で交換するべきではないのか」という相談が当センターに寄せられました。

さて、物質は、時間の経過にともない、熱、光、水、空気中の酸素や水分･･･その他さまざまな要因によって変質します。そのため、商品によっては使用期限が表示されている場合もあり、身近なものに食品の消費期限と賞味期限があります。消費期限は、「定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限」です。製造日を含めておおむね５日以内の期間で品質が劣化する食品に表示され、この期限を過ぎたら食べない方がよいとされています。一方、賞味期限は、「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限」です。品質が比較的劣化しにくい食品に表示され、この期限を過ぎたからといって必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

医薬品や化粧品などの場合は、薬事法で、適切な保存条件下で３年以内に変質するものについて、使用期限の表示が義務づけられています。使用期限が表示されていないものは、適切な保存条件下で３年以内に変質することはないものの、逆に３年以上経過した場合の品質については保証の限りではないということになります。(なお、使用期限の表示の有無に関わらず、開封後はなるべく早く使い切るのがよいでしょう。)

薬事法の対象とならない一般の消耗品についても、これと同様の考え方が応用できるものと思われます。もちろん、長期間保存したからといって通常有すべき安全性を欠くようなことは防がなければなりませんが、比較的長期間にわたり使用することを想定した耐久消費財とは異なり、消耗品は、文字通り、使うにつれて減ったりなくなったりするものという前提でつくられています。より長い期間保存しても一定の品質を保つために製品そのものや容器をさらに改良すれば、それだけ多くの資源やエネルギーを消費することにもつながりかねず、そのためのコストが商品価格に反映するなどの影響も考えられます。

今回の相談事例では、新聞販売店から洗濯用洗剤の提供を受けた時点で既に製造後３年近く経過していたことになり、それ以前の流通経路は不明です。しかし自分で購入する場合でも、必要に迫られて買うだけではなく、いずれ使うであろうと買っておいたり、通常より安く売られているときにまとめて買っておいたりしたまま、使わずに時間が経ってしまうことがあります。そのようなとき、製品に製造年月が表示されていれば確かに親切とは言えますが、その意味がきちんと消費者に周知されていないと、少しでも新しいものの方が優れているとの誤解を招く可能性もあるのではないでしょうか。

現状においては、自分で購入した消耗品については、流通におかれている期間も考慮して概ね２～３年以内に、また、人からもらったものなど、購入時期が不明な消耗品についてはできるだけ早く、使用するのが無難でしょう。

３．　入手資料の紹介

―2007 年４月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手した資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『たしかな目』№250、May. 2007
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('07 年2 月分)」2007 年4 月5 日
3. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2007. 03
4. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2007 年3 月度)』
5. 生活用品ＰＬセンター『インフォメーション』№47、2007 年4 月
6. 日本化粧品工業連合会『コスメチックレポート』№182、2007/春
7. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 18 年4 月～平成 19 年3 月)」
8. (社) 日本塗料工業会『日塗工月報』平成 19 年4 月号
9. (株) 国際情報センター『月刊ＰＬリポート』第 138 号、2007 年4 月
10. (株) 損保ジャパン・リスクマネジメント「国内製品リコール情報(2007 年3 月分)」

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 子供の「毛染め」で炎症・アレルギーのおそれ。東京都生活安全課が業界団体に注意表示を要望 (4/5 読売)

＊ 衣替えの季節に向け、紛失・変色などクリーニングに伴うトラブルに注意 (4/12 産経)

＊ 「簡易型」ベビーカーで、乳幼児がフレームの接続部分に指を挟まれる事故を受け、国民生活センターが注意喚起 (4/18 毎日、産経)

＊ 製品評価技術基盤機構の調査で、温水洗浄便座や暖房便座による発煙・発火事故が96年以降少なくとも23件発生 (4/18 朝日)

＊ テレビやビデオのリモコンで電気ストーブが誤作動。経済産業省がリモコン付き電気ストーブの輸入・製造禁止へ (4/1 朝日)

＊ リモコン付き電気ストーブ誤作動の全体像わからず、リモコン用赤外線の取決めなし (4/2 朝日)

＊ エアコンのリモコンでＣＤラジカセ、テレビのリモコンで扇風機・・・家電製品のリモコン混信による誤作動 (4/18 朝日)

＊ 輸入品の安全確保に向け、日本･中国両政府が家電製品などの事故情報を共有すべく、年内に定期協議開始（4/11 日経）

＊ 改正容器包装リサイクル法が４月１日に施行、レジ袋有料化や「マイバッグ」配布などの対応進む（3/31 日経､朝日）

＊ 「消費者団体訴訟」制度の６月スタートに向け、「適格消費者団体」を目指す団体が準備（4/10 朝日）

＊ 日本司法支援センター（法テラス）発足１年。知名度不足で利用者は想定の４分の１（4/10 日経､読売）

・・・・・・★　出前講師のご案内　★・・・・・・・

化学製品ＰＬ相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時･費用･その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL.03-3297-2602　担当：藤田）

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
・費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください）
・お申し込みはFAX（03-3297-2604）またはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。
　① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属･お役職･ご担当など
　④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･FAX･E-mailアドレス
　⑤ ホームページを開設している場合はURL　⑥ その他ご意見･ご要望など

※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

消費者月間特集

昭和43年5月30日、消費者の利益の擁護･増進を図ることを目的に「消費者保護基本法」（現･消費者基本法）が制定されました。これを記念して、昭和52年の第10回消費者保護会議において、毎年5月30日を「消費者の日」とすることが決まり、さらに昭和63年から、5月は「消費者月間」と定められました。

「消費者月間」には毎年統一テーマを掲げて、消費者、事業者および行政が、それぞれの立場から、消費者問題に対する各種の啓発事業等を実施します。今年の統一テーマは、**「みんなで築こう　身近な安全･安心」**です。

また、消費者･事業者･行政･学界の四者が一堂に会して、消費者問題を総合的に協議し、連携を強化する場として毎年開催されている消費者問題国民会議が、今年は横浜市と神戸市で行われます。

◇ 消費者問題国民会議2007 横浜市大会

【開催要項】

- 日時：平成19年5月22日(火) 13:00～16:30
- 場所：横浜市開港記念会館（神奈川県横浜市中区本町1-6）
- 主催：内閣府、横浜市
- 参加費：無料

【開催内容】

- 消費者支援功労者表彰
- 横浜市消費者団体等協働促進事業調査･研究事業発表
  - トイレットペーパーに関する調査（横浜市消費者団体連絡会）
  - カードに関する調査（ＮＰＯ法人神奈川県消費者の会連絡会）
- 基調報告「ＣＳＲの本質と消費者重視のあり方～暮らしの安全・安心を目指して～」
  - 講師：田中 宏司 氏（立教大学経済学部客員研究員・日本経営倫理学会理事）
- パネルディスカッション

「暮らしの安全と企業の社会的責任（ＣＳＲ）～身近な危険をどう考えるか～」

コーディネーター：根岸 哲氏（甲南大学法科大学院教授）

パネリスト：日和佐 信子 氏（(財)横浜市消費者協会理事長・雪印乳業(株) 社外取締役）
服部 孝子 氏（横浜市消費者団体連絡会 事務局長）
富岳 貴久雄 氏（ユニ・チャーム(株)ＣＳＲ部ＣＳＲ企画室 室長）
岩崎 修 氏（内閣府国民生活局企画課長）

※横浜市大会に関する問い合わせは、横浜市経済観光局消費経済課(Tel. 045-671-2585)まで。
詳細は下記ホームページをご参照下さい。
http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shogyo/kurasi/kokukai.html

◇ 消費者問題国民会議2007 神戸市大会

【開催要項】

- 日時：平成19年5月30日(水) 13:00～16:15
- 場所：神戸国際会議場 メインホール（兵庫県神戸市中央区港島中町6-9-1）
- 主催：内閣府、神戸市
- 参加費：無料

【開催内容】

- 消費者支援功労者表彰
- 記念講演「安全・安心を見抜く眼を養おう」
  - 講師：木村 達也　氏（弁護士）
- パネルディスカッション

「安全・安心なくらしのために　今、行政、事業者、消費者に求められていること」

コーディネーター：根岸 哲 氏（甲南大学法科大学院教授）

パネリスト：小西 宏子 氏（神戸市消費者協会 消費生活専門相談員）
田ノ岡 義純 氏（(株)アシックス 管理統括部法務部ＣＳＲ推進チームマネジャー）
金井 美智子 氏（弁護士）
井内 正敏 氏（内閣府国民生活局消費者企画課長）

※ 神戸市大会に関する問い合わせは、神戸市市民参画推進局消費生活課(Tel. 078-322-5185)まで。
詳細は下記ホームページをご参照下さい。
http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/080/event/kaigi2007.html

Living の化学

普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介します。

第２回　接着剤

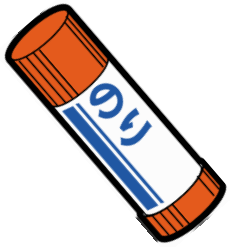

文具店やホームセンターに行くと、たくさんの種類の接着剤が売られています。

接着剤は、接着する物の表面にあるデコボコしたすき間に入って固まることで、物と物とを接着することができます。プラスチックやガラスのように表面が平たんに見える物でも、顕微鏡で見ると表面がデコボコしているので接着することができます。

しかし、せっかく接着剤を使って接着したのに、すぐにはがれてしまったことはありませんか？

接着剤は接着する物の種類によってうまく接着できる場合とできない場合があります。

また、接着剤によって使用方法が異なります。

接着剤の箱や説明書には、その接着剤が接着できる物の種類が表示されています。表示されていない物の接着に使うと、うまく接着しないだけでなく、接着剤を塗った部分が溶けたり、変形したりすることがあります。一度、溶けたり変形したりしてしまったものは、元に戻すことはできません。

接着剤を使うときは、必ず接着する物にあったものを選ぶようにしましょう。

きちんと接着するためには、接着剤を塗る部分をきれいにして、油･水･サビ･ほこり･塗料などを落としておきます。また、できるだけ平らにして接着する物どうしがぴったりとつくようにしておきます。

木やコンクリート、布など、水を吸い込む性質のある物は、よく乾燥させてから接着します。

接着剤を塗るときは塗りすぎないよう、均一に塗ります。接着剤によって、接着する片方だけに塗るものと両方に塗るものがあります。

接着剤によっては（ゴム系接着剤など）、塗ってすぐに接着するのではなく、５～１０分程度たってから接着するものもあります。

接着した後は、完全に乾くまでそのままにしておきます。乾くまでの時間は接着剤の箱や説明書に書いてあります。完全に乾く前に接着した部分を動かしたり、力を加えたりすると、すき間ができてしまい、きちんと接着することができず、はがれの原因となります。

瞬間接着剤を除き、接着剤が完全に乾くまでには数時間かかるものがほとんどです。

確実に接着するためには、次のことを守りましょう。

- 説明書をよく読みましょう。
- 接着する物にあった接着剤を使用しましょう。
- 接着剤を塗る部分をきれいにしましょう。
- 接着後は、完全に乾くまで待ちましょう。

※　次号の『アクティビティーノート』は、６月１１日頃に発行の予定です。お楽しみに。